

新しい総合事業に係る Q&A (H28.10.31 現在)

【訪問型サービス】

問1 基準緩和したサービスAの訪問事業責任者について、現行の介護及び予防給付のサービス提供責任者が兼務することは可能でしょうか。

①現行相当サービスとサービスAを別々に運営する場合

兼務はできませんので、別々の人員を配置してください。ただし、訪問介護事業所のサービス提供責任者の員数は常勤換算方法によることができるとされており、常勤換算方法による場合、一部のサービス提供責任者については非常勤職員（常勤職員の1/2以上の勤務時間を有する者に限る）をあてることが認められております。このような職員については、訪問介護事業所の非常勤職員として勤務する時間以外の時間に訪問型サービスAの訪問事業責任者の業務に非常勤職員として従事することが可能です。

②現行相当サービスとサービスAを一体的に運営する場合

兼務ができませんので、別々の人員を配置してください。

問2 訪問介護、介護予防訪問介護と総合事業（訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA）を一体的に実施する場合の訪問介護員の員数は。

訪問介護、介護予防訪問介護、訪問介護相当サービス又は訪問型サービスAの4サービスに従事する訪問介護員の資格を有する者をあわせて常勤換算 2.5 以上です。

問3 訪問型サービス A への事業参入を計画していますが、その際には平成 29 年1月 16 日からの申請を行う必要があるのでしょうか。

事業者の指定につきましては、資料 P25 にありますように平成 29 年1月 16 日から申請受付を開始する予定です。ただし、この申請期間は平成 29 年4月1日指定を受ける事業者であり、いつから指定を受け、事業を開始するかによって申請期間が異なります。平成 29 年6月以降の指定については、後日あらためて周知させていただきます。

問4 身体介護に含まれる見守りとはどのようなものでしょうか。

身体介護と生活援助の区分については、次のとおり例が示されています。ただし、あくまで例示であり、実際に利用者にサービスを提供する際には、当然、利用者個々人の身体状況や生活実態等に即した取扱いが求められます。

【参考】平成 15 年5月 30 日付事務連絡「介護報酬に係る Q&A について」(1) Q3 (厚

生労働省老健局老人保健課)

Q3 自立生活支援のための見守りの援助の具体的な内容について

A3 身体介護として区分される「自立生活支援のための見守りの援助」とは自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りをいう。単なる見守り・声かけは含まない。

例えば、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助に関連する行為であっても、

- ・利用者と一緒に手助けしながら調理を行うとともに、安全確認の声かけや疲労の確認をする
- ・洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒防止予防などのための見守り・声かけを行う
- ・認知症高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理などを行うことにより生活歴の喚起を促す
- ・車イスの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるように援助する

という、利用者の日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービス行為は身体介護に区分される。掃除、洗濯、調理をしながら単に見守り・声かけを行う場合は生活援助に区分される。

また、利用者の身体に直接接触しない、見守りや声かけ中心のサービス行為であっても、

- ・入浴、更衣などの見守りで、必要に応じた介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認を行う
- ・ベッドの出入り時など自立を促すための声かけなど、声かけや見守り中心に必要な時だけ介助を行う。
- ・移動時、転倒しないようにそばについて歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る

という介助サービスは自立支援、ADL向上の観点から身体介護に区分される。そうした要件に該当しない単なる見守り・声かけは訪問介護として算定できない。

【通所型サービス】

問1 介護予防通所介護事業所に対し加算があった「事業者評価加算」は今後も存続するのでしょうか。

総合事業に移行後も「現行相当サービス」については、引き続き「事業者評価加算」の対象となりますが、基準を緩和したサービスAについては対象となりません。

問2 通所介護（要介護者）、通所介護相当サービス（総合事業）及び通所型サービスAを一体的に行いたいと考えていますが、可能でしょうか。

通所介護（要介護者）、通所介護相当サービス（総合事業）及び通所型サービスAを一体的に行うことは、プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に可能です。ただし、通所型サービスAの定員はそれ以外の定員と別に定め、管理することとなります。

【参考】平成27年8月19日「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A（厚生労働省）

問12 「通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。」

（答）

- 1 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、
 - ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、
 - ・ これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。
- 2 したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、
 - ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。
 - ・ 通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。
- 3 なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

問3 利用定員10人以下の予防通所介護事業所が現行相当サービスに移行する場合の人員基準等は、現行の基準と同様となるのか。

貴見のとおりです。利用定員に関わらず、予防介護通所事業所が現行相当サービスに移行する場合の人員基準等は現行の基準と同様になります。

【サービス全般】

問1 緩和した基準によるサービスに地域別単価区分の適用はありますか。

地域区分別単価については、現行と同じく訪問型サービスは 10.42 円、通所型サービスは 10.27 円となります。

問2 緩和した基準によるサービスに処遇改善加算の適用はありますか。

緩和した基準によるサービスについては、訪問型サービスには、現行の予防給付の特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算に相当する加算が、通所型サービスには中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算に相当する加算がされますが、それ以外の加算はありません。

したがって、緩和した基準によるサービスに処遇改善加算の適用はありません。

【ケアマネジメント】

問1 要支援認定者が、総合事業のサービス（訪問型サービス、通所型サービス）のみを利用した場合は、ケアマネジメントAの扱いとなりますか。

貴見のとおりです。要支援認定者が、総合事業のみ利用をする場合は、ケアマネジメントAの扱いとなります。

なお、要支援認定者が介護予防給付と総合事業を併用してサービスを受けている場合は、介護予防給付のマネジメントとなり、今まで通りに介護予防給付での請求となります。

【その他・制度全般】

問1 定款の変更について、説明会資料P21の記入例「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援サービス事業」は何を指しているのか。また、「介護予防・日常生活支援総合事業」とは何が違うのでしょうか。

「介護予防・日常生活支援サービス事業」とは介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業を除く事業のことで、資料P21では「介護予防・日常生活支援サービス事業」と記載しましたが、正しくは「介護予防・生活支援サービス事業」です（説明会資料P4参照）。訂正いたします。

また、定款の変更についての記入例（P21）は、あくまでも参考例ですので、総称である「介護予防・日常生活支援総合事業」としても問題はありません。